

平成31年度 調布市立第一小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止に関する法令等

- いじめ防止対策推進法
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針
- 調布市いじめ撲滅の手引き
- 東京都「人権教育プログラム」等

目指す児童像

- 一人一人の良さを認め、仲良くできる子
- 互いの違いを認め合い、思いやりのある優しい心をもてる子
- 最後までやりとげ、達成感や成就感を味わえる子

○目標策定の方針

- 児童の実態
- 保護者の願い
- 地域の願い
- 学校評議員や学校関係者委員会からの意見
- 健全育成地区委員会からの情報
- いっしょうふれあいネットワークからの情報

いじめ防止等に関する学校の目標

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させ、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。
- いじめの認知の在り方を見直し、今まで以上に、児童一人一人を丁寧に見て、いじめの小さな芽を摘むのはもちろん、いじめを積極的に認知し解消に努め、いじめの解消率の向上を図る。
- 「いじめ防止対策委員会」を中心的組織として機能させ、未然防止と早期発見・解消に努める。

いじめの未然防止・早期発見のために

○教職員の研修

- 職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。
- 人権意識向上推進研修

○児童のアンケート及び聞き取りの実施

- ふれあい月間を活用し、児童全員に生活アンケートを実施して、一人一人の状況を適確に把握する。結果を踏まえ、直ちに聞き取りを行う。
- いじめ基本方針に従い、担任が月ごとにいじめ件数を数え、報告し、軽微ないじめも見逃さないようにする。

【いじめの未然防止】

ア いじめ防止等の対策のための中心的組織を「いじめ防止対策委員会」とする。

イ 「いじめ防止対策委員」は管理職、主幹、生活指導主任、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラーで構成され、「いじめ相談窓口」としての役割も担う。

ウ 年度当初の学校およびスクールカウンセラーによりイについて明記し周知を図る。

【いじめの早期発見】

学期に1回の「生活アンケート」及び以下の点に注意して発見に努める。また、いじめの疑いがあると思われる件数を月ごとに数え、報告する。

- ① 教員と児童との日常の交流を通しての発見。
- ② 複数の教員や職員の目による発見。
- ③ 教育相談を通じた実態把握。
- ④ 学級内の人間関係を客観的に把握することによる発見。

オ 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。

カ 日頃から、いじめに対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

キ 情報モラル教育の充実を図り、携帯電話やスマートフォン、SNSの使い方について重点的に指導する。

○スクールカウンセラーとの連携

- 対応方針についての相談
- 指導方針や解決方法についての相談
- 児童や保護者への対応方法についての相談
- 外傷や心的外傷を負っている、いじめを受けた児童へのケア
- いじめを行った児童へのケア
- 児童の地域における状況についての相談

○保護者・地域との連携

- 日頃からいじめに対する学校の考え方や取組を保護者や地域に周知し、いじめの発見と情報提供に協力を求めていく。
- 学童クラブや児童館、ユーフォーとの連携。・地域住民や民生児童委員等との連携。

いじめの対応のために

生活指導主任会報告内容「B事案」の場合（いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合）

<p>(1) 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートや教員と児童との日常の交流、複数の教員や職員の目を通していじめの実態をいち早く発見する。 ① 登校から始業時にかけての様子 ② 授業時間の様子 ③ 休み時間の様子 ④ 下校時の様子 ⑤ その他（給食時、清掃活動時等） 	<p>(2) 指導・支援の基本姿勢</p> <p>「いじめ防止対策委員会」による組織的な対応を行う。生活指導主任がいじめ対応コーディネーターとなり、情報の収集や整理、担任教員の相談や「いじめ防止対策委員会」への提案等を行う。</p> <p>「いじめ対策委員会」</p> <p>校長、副校長、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー。</p>	<p>(3) <被害児童の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> どのような理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。 子どもの表面的な変化から安易に解決したと判断せず支援を継続する。 <p><加害児童の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> いじめを行ってしまった背景を聞き取り、行った行為に対して毅然と指導する。 心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮をし、継続観察をする。
--	---	---

生活指導主任会報告内容「C事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携

○いじめの事案によっては、各関連機関との連携を視野に解決に向けて取り組んでいく必要がある。

○連携する期間としては、調布市教育委員会指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等が考えられる。当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。

***重大事態への対処**

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	命の授業		総合「情報モラル」教育 理科「生命のつながり」				「いのちと心の教育」月間 保健「育ちゆく体とわたし」(4年)					
生活指導	ふれあい月間 いじめアンケート				ふれあい月間 いじめアンケート				ふれあい月間 いじめアンケート			
学校行事	入学式 始業式	運動会	終業式	始業式			学芸行事 (展覧会・音楽会・学芸発表会)	終業式	始業式	卒業式 修了式		
特別活動	学級活動(2) (例)「クラス目標を立てよう」「クラスの生活を改善しよう」「仲のよいクラスを作ろう」など フレンスタイム											いじめ防止標語募集
道徳	2-(2)思いやり・親切		3-(3)敬けん		4-(3)公正・公平、正義			3-(1)生命尊重		3-(1)生命尊重		
家庭・地域	保護者会			保護者会 クリーン作戦			地域運動会			保護者会 道徳授業地区公開講座		

☆ いじめに関する授業を年間、3回行う。